



むし歯のない子

介護保険事務所からのお知らせ

施設・ショートステイ利用時の 食費・居住費の負担軽減について

介護老人福祉施設や介護老人保健施設、ショートステイを利用する場合、サービスの利用者負担（1割～3割）の他に、施設等における食費と居住費（滞在費）が原則として全額自己負担となります。

低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、一定の要件を満たした方を対象に、所得に応じた限度額を設け、食費と居住費（滞在費）の負担を軽減することができます。軽減を受けるには申請が必要となり、次の適用条件にすべて当てはまる方が対象です。

- 適用条件
- ・世帯全員が住民税非課税
 - ・別世帯の配偶者も住民税非課税
 - ・預貯金等が一定の金額以下

有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなり、すでに認定証を交付されている場合でも、引き続き軽減を受けるためには更新申請が必要です。なお、令和7年8月から支給要件の一部が変更となります。

問い合わせ●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911

国民年金に関するお知らせ

国民年金保険料について

令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万が一の事故や病気で障がいが残ったときの障害基礎年金や一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。収入の減少や失業などにより保険料の納付が難しい場合、保険料の全額または一部の納付について免除や猶予を申請することができます。未納のままにせず、早めに相談してください。

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付ができます。各決済アプリ(auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ、AEONPay)の使用方法については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

産前産後期間は免除制度があります

国民年金について、産前産後期間の免除制度をご利用した場合は4ヵ月分の保険料納付が免除されます。免除額は約68,000円となり将来受給する年金額も減額されませんので是非ご利用ください。

対象者◆平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号保険者の方

届出期間◆出産予定日の6か月前から届出いただけます。出産後の場合はいつでも届出可能です。

問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 0187(84)4903
大曲年金事務所 国民年金課 0187(63)2296

『美郷雪華』の定植から栽培管理まで」を開催します

次のとおり美郷雪華の栽培勉強会を開催しますので、興味をお持ちの方はぜひご参加ください。

日時◆6月18日(水)

対象者◆『美郷雪華』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者。興味がある方もぜひご参加ください。

集合時間等◆午後1時30分までに美郷町役場第2庁舎201会議室に集合してください。勉強会后、圃場へ移動します。

申込期限◆6月16日(月)

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進しています。上記のような活動していますので、興味をお持ちの方はぜひ下記へお問い合わせください。



— MISATO BRAND FARM PRODUCTS —

美郷ブランド作物栽培勉強会

申・問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908



「ご意見はがき」をご利用ください!

町では、町政に対するご意見等をお聞きする広聴活動に取り組んでいます。広報美郷の6月号、10月号、2月号には「ご意見はがき」が折り込まれていますので、ぜひご利用ください。ご意見について、広報掲載を希望する場合や町の回答を求める場合は、はがきに氏名、住所、電話番号を記載してください。また必要に応じてペンネームもご記入ください。

※「ご意見はがき」は掲載を確約するものではありませんのでご了承ください。また紙面の都合上、内容を編集することがあります。はがきは文芸美郷への応募にもご利用できます。

問●町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111

